

川南幼稚園運営規程

制定日:令和 年 月 日

(施設の名称等)

第1条 学校法人尾鈴学園が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 川南幼稚園
- (2) 所在地 宮崎県児湯郡川南町大字平田1428番地103

(施設の目的)

第2条 川南幼稚園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校または保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等ひつような体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内

容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 主幹教諭 1人

主幹教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育をつかさどる。

(4) 主任教諭 1人

主任教諭は、幼児の教育をつかさどり、教諭その他の職員に対し、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 教諭 4人以上(主任教諭を含む)

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(6) 助教諭 (常勤2人)

助教諭は、教諭の職務を助ける。

(7) 講師 3人(非常勤3人)

講師は、教諭及び助教諭に準じ、専門課程を教授する職務に従事する。

(8) 事務職員 1人(常勤1人 非常勤1人)

事務職員は、事務に従事する。

(9) 運転手(非常勤1人)

運転手は、通園バスの運転及び車両点検整備に従事する。

(学期)

第6条 1年を次の3保育期に分ける。

(1) 第1保育期 4月1日 から 8月31日まで

(2) 第2保育期 9月1日 から 12月31日まで

(3) 第3保育期 1月1日 から 3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学年末休業(3月21日から3月31日まで)

(3) 学年年始休業(4月1日から4月5日まで)

(4) 夏季休業(7月21日から8月31日まで)

(5) 冬季休業(12月24日から1月7日まで)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間帯)

第8条 特定教育・保育の提供をする時間は、午前10時00分から午後3時00分とする。

2 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 当園においては、川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日川南町条例第16号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

2 当園は、条例第13条第1項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。

3 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人数	10	10	20	20	60

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申し込みに係わる教育標準時間認定子どもの総数が、第10条に定める利用定員の総数を超える場合においては、条例第6条第2項の規定により、抽選、申し込みを受けた順により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明

示する。

(利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

法人本部が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(機密保持)

第16条 当園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもの情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、町からの求めがあった場合は、町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、町からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を町へ報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 条例第19条の規定する町への通知に係る記録
- (4) 苦情内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

別表1(特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項 目	内容、理由、目的	金 額(年)
経常園費	教材費・施設費	72,000 円
月間絵本	保育で使用	5,280 円
父母の会費	県、地区負担金、活動費	8,400 円

別表2(実費徴収)

項 目	内容、理由、目的	金 額(年)
給食費	町外の広域利用園児	54,000 円

別表 3(1号園児の預かり保育に係る利用者負担額)

項 目	日 額	月 額
預かり保育料	600 円	6,000 円
時間外延長料金	18:30 以降 100 円/30 分	

付 則

第 1 条 本規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。